

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問1（対大臣）．第5条第1項各号及び第2項第2号に定める「責めに帰すべき事由」について、想定される具体的内容をそれぞれについて問う。

【注】要旨1及び25日参・内閣委（問10）の積み残しの想定問。

1. 第5条では、発注事業者の「受領拒否」等を禁止しているが、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」がある場合には、「受領拒否」等が認められる場合もあり得る。

他方、本法案は、交渉力等の格差が生じやすいフリーランスと発注事業者との間の取引適正化を図るものであることから、限定的に解釈すべきと考えている。

2. 第5条第1項第1号の「受領拒否」、第3号の「返品」については、例えば、

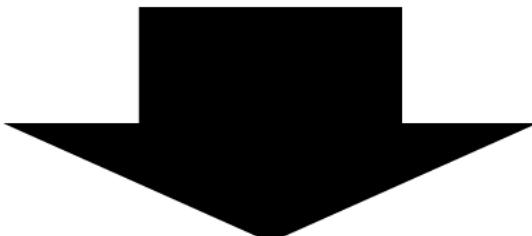
- ・ フリーランスが委託を受けて製造した製品が業務委託時に定められた内容と異なる場合

には、発注事業者による「受領拒否」や「返品」が認められ得ると考えている。

3. 第5条第1項第2号の「減額」については、例えば、

- ・ フリーランスが委託を受けて製造した製品が業務委託時に定められた内容と異なることを理由に、一部の受領拒否をした場合、受領拒否をした製品に相当する報酬を減額する場合

には、発注事業者による「減額」が認められ得ると考えている。



4. また、第5条第2項第2号の「給付内容の変更」について、例えば、
- ・ フリーランスの要請により、給付の内容を変更する場合には、発注事業者による「給付内容の変更」が認められると考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

### (定義)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(参考2) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会議事録（速記録抜粋：責めにきすべき事由）

○浅野委員 ・・・先ほどの質疑でもありました、本法案の中では、正当な理由という言葉だとか、責めに帰すべき理由という言葉が幾つか使用されておりまして、これがこれから具体化されていくということなんだと思いますけれども、例えば、この法案の第三条第一項には、業務委託事業者の明示義務に関して、正当な理由があるものについてはその明示を要しないというふうにされております。また、第五条の第一号から三号にも、責めに帰すべき理由がないのにという表現がありますし、責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むことや報酬を減額することなどが禁止されております。この正当な理由や責めに帰すべき理由というのが一体どういった内容なのか、これが今後どう決まるかによって、特定受託事業者、フリーランスの方々の不利益につながりかねないのではないか、こういった懸念がございます。そこで、お伺いしたいのは、どのような事由が正当な理由あるいは責めに帰すべき事由に該当するのか、具体的な例示とともに御答弁をいただきたいと思います。

○品川政府参考人 お答えを申し上げます。・・・それから、第五条の責めに帰すべき事由の関係でございますが、第五条について、本法案の趣旨が、取引上の構造的格差が存在しまして、弱い立場に置かれやすい特定受託事業者と発注事業者との間の取引適正化を図るという点にあることに鑑みますと、特定受託事業者の責めに帰すべき事由というのは限定的に解釈すべきであるというふうに考えてございます。第五条第一項第一号の責めに帰すべき事由につきましては、特定受託事業者の給付が業務委託時に定められた内容と異なる場合又は適合しない場合、あるいは、特定の期日までに給付をすることが必要な業務であるにもかかわらず、当該給付が行われず、これにより当該給付自体が不要となった場合に限り、責めに帰すべき事由に該当し得るというふうに考えてございます。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問2（対大臣）．第5条第1項各号及び第2項第2号に定める「責めに帰すべき事由」について、これに該当するか否かの判断が容易にできるようその基準を明確にしておくことが、受託事業者を十分に保護するためには必要ではないか。

【注】要旨1及び25日参・内閣委（問12）の積み残しの想定問。

1. 本法案第5条第1項第1号から第3号まで、及び第2項第2号の「責めに帰すべき事由」について、その具体的な内容は、先ほど（注）申し上げたとおりである。

（注）想定問1で、第5条の「責めに帰すべき事由」の具体的な内容についての想定問答を用意。

2. 本法案第5条の禁止行為と同様の規定は、下請代金法にも定められており、本法案の運用に際しては、下請代金法と同様の解釈をとることが適当と考えている。

3. 下請代金法における「責めに帰すべき事由」の考え方については、同法の運用基準において明らかにしているが、本法案における「責めに帰すべき事由」の具体的な内容についても、解釈基準やガイドライン等によって明らかにしてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直せること。

## (参考2) 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

### 第4 親事業者の禁止行為

#### 1 受領拒否

(2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請事業者の給付の受領を拒むことが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。

ア 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として受領を拒むことは認められない。

(ア) 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

(イ) 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合

(ウ) 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

イ 下請事業者の給付が3条書面に明記された納期に行われない場合

なお、次のような場合には、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

(ア) 3条書面に納期が明確に記載されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合

(イ) 下請事業者の給付について親事業者が原材料等を支給する場合において、親事業者の原材料等の支給が発注時に取り決めた引渡日より遅れた場合

(ウ) 納期が下請事業者の事情を考慮しないで一方的に決定されたものである場合

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村あやか 君

想定問3（対大臣）．ワークライフバランスの観点から、フリーランスにも、育児や介護と、業務を両立できる支援を行っていくべきであり、今回の法案ではどのような対応を行っているのか。【注】要旨2の想定問。

1. フリーランスを含めたすべての働く方が、やりがいをもって働きつつ、育児や介護等の時間も持ちながら豊かな生活を送ることができるように、社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図っていくことが重要。
2. ワーク・ライフ・バランス実現の観点も踏まえ、本法案では、発注事業者に対し、フリーランスからの申出に応じて、育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をすることを義務付けている。
3. 発注事業者の配慮の内容としては、例えば、
  - ① 妊婦の母性保護や健康管理のため、妊娠健診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりすること、
  - ② 育児介護を行う時間の確保のため、育児介護と両立可能な就業日・時間とすること、といったことを想定している（注1）。

（注1）こうした配慮は、フリーランスからの申出を契機として行われるものとしており、発注事業者が全てのフリーランスの育児介護等の事由を予め把握して配慮することまで求めるものではない。

4. 今後、配慮の具体的な内容について、厚生労働大臣の定める指針等において分かりやすくお示しし、丁寧な周知を図ることで、個々のフリーランスの希望や業務の内容、発注事業者の状況に応じ、当事者間で柔軟な配慮が講じられるよう取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス  
取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

**第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託**（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。  
以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）**の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者**（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）**が妊娠、出産若しくは育児又は介護**（以下この条において「育児介護等」という。）**と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。**

2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(指針)

**第十五条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。**

(参考2) ワークライフバランスに関する言いぶり（1パラ関係）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 - 「仕事と生活の調和」推進サイト - 内閣府男女共同参画局 (cao.go.jp)

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つてる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問4（対大臣）. フリーランスが育児介護等から復帰した際、発注者との間で業務を継続してもらえたかった場合は、第13条の配慮義務違反に当たるのか。【注】要旨3の想定問。

1. 育児介護等の配慮義務（13条）については、育児介護等により、フリーランスと発注事業者との間の取引が一度解消された後、発注事業者に対し、再度当該フリーランスとの契約を締結することまでを求めるものではない。

このため、再契約に至らないことは、直ちに本法案に基づく配慮義務違反となるものではないと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

**更問1．復帰後の業務の継続まで義務付けるべきではないか。**

1. 育児介護等により、フリーランスと発注事業者との間の取引が一度解消された後、フリーランスが当該発注事業者との契約を希望した場合に、再度契約関係に入るかどうかは、取引自由の原則の下、発注事業者の判断に委ねられるべきものである。
2. フリーランスが再度の契約を希望した際に、発注事業者において必ずしも当該フリーランスに対する業務委託のニーズがあるとは限らないことから、再契約を義務付けることは、発注事業者にとって過度な負担となり、フリーランスへの発注控えにつながるおそれもある。
3. こうしたことから、本法案において、育児介護等の事情によりフリーランスと発注事業者との間の契約が一度解消された後、発注事業者に再度の契約をすることまで義務付けることは適当ではないと考えている。
4. いずれにせよ、本法案が成立した場合には、関係者の意見を聴きつつ、取引の実態を踏まえながら厚生労働大臣の定める指針等の内容を検討するとともに、指針等の丁寧な周知を図ることで、個々のフリーランスの希望や業務の内容等に応じ、当事者間で適切な配慮がなされるよう取り組んでいきたい。

**更問2．育児介護等を理由として、フリーランスから「一定期間の業務中斷」を求められた発注事業者が、これを受け入れない場合は、第13条の配慮義務違反となるのか。**

1. フリーランスの申出の内容に対応できないことが、直ちに配慮義務違反に該当するわけではないと考えている。
2. 例えば、フリーランスと発注事業者間の当初の契約目的が達成できなくなるなど、発注事業者に不利益や過度な負担が生じる場合は、フリーランスの申出に対応できないことについて、配慮義務違反とならないと考えられる。
3. ご指摘のケースが配慮義務違反となるかについては、個別の事案の具体的な事情に応じて総合的に判断することとなるため、一概に申し上げることはできないが、本法案が成立した場合には、取引関係者の御意見をよく伺って取引の実態を把握した上、厚生労働大臣の定める指針において、考え方をお示していきたいと考えている。

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

**第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。**

2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問5（対大臣）．第13条に定める配慮義務に関し、特定受託事業者が特定業務委託事業者に対して配慮の申出をしたことに伴う不利益取扱いの禁止規定が置かれていない理由は何か。【注】要旨4及び25日参・内閣委（問14）の積み残しの想定問。

1. 本法案では、発注事業者は、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、フリーランスからの申出に応じて必要な配慮を行うことが求められる。

2. 事業者間取引については、取引自由の原則の下、取引内容そのものへの行政の介入は最小限にとどめるべきとの観点（注）から、本法案においては、フリーランスが申出を行った場合の不利益取扱いを禁止することとはしていない。

（注）育児介護等への配慮に関する不利益取扱いの禁止については、このほか、申出に応じた取引条件の変更の幅を狭め、特定業務委託事業者の負担や「発注控え」につながるおそれがあること等の課題が考えられる。

3. この法案が成立した場合には、厚生労働大臣の定める指針において、育児介護等の配慮について具体的な内容等をお示しするとともに、発注事業者、フリーランス双方への丁寧な周知を図ることにより、フリーランスが申し出しやすく、安心して育児介護等と両立しつつ働くことのできる環境の整備に努めてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## 更問1．不利益取扱を禁止すべきではないか。

1. 育児介護等の配慮の申出に伴う不利益取扱いを禁止することについては、申出に応じた取引条件の変更の幅を狭め、発注事業者の負担や「発注控え」につながるおそれがあることなど課題が多く、本法案に盛り込むことは難しい。
2. 一方、発注事業者がフリーランスの申出を受けて契約内容の変更等を行うに当たって、申出があったことだけを理由として、フリーランスにとって望ましくない行為（注）が行われることも想定されることから、そういういた取り扱いがなされることがないよう、厚生労働大臣の定める指針等において、望ましくない取り扱い等の明確化を図っていくことにしたいと考えている。

（注）例えば、育児介護等が必要となったフリーランスにおいて、業務遂行能力が変わらず、当初の契約も十分に履行できることが見込まれる中、発注事業者がフリーランスとの協議なく、そのことのみを事由として、一方的に契約解除が行われるなど
3. 今後、関係者の意見を聴きつつ、取引の実態を踏まえながら指針の内容を検討するとともに、丁寧な周知を図ることで、個々のフリーランスの希望や業務の内容等に応じ、当事者間で柔軟な配慮が講じられるよう取り組んでいきたい。

(参考1) 4月21日参・本会議 塩村あやか議員への後藤大臣答弁  
(議事録(未定稿)抜粋)

育児介護等の配慮の申出に伴う不利益取扱いの禁止や配慮義務の実効性等についてお尋ねがありました。

本法案においては、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、発注事業者に育児介護等の配慮を求めるとしています。一方、事業者間取引においては、取引自由の原則の下、取引内容そのものへの行政の介入は最小限にとどめるべきとの観点から、本法案においては不利益取扱いを禁止することはしていません。

育児介護等への配慮については、厚生労働大臣の定める指針において、想定されるフリーランスからの申出や発注事業者に求められる配慮の具体例についてお示しし、フリーランスが申出をしやすく、また発注事業者が発注控えにつながることなく適切な配慮を行えるよう、丁寧な周知を図ってまいります。

## (参考2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

**第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託**（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。  
以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）**の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者**（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）**が妊娠、出産若しくは育児又は介護**（以下この条において「育児介護等」という。）**と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。**

2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(指針)

**第十五条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。**

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問6（対大臣）．第13条に定める配慮義務について特定業務委託事業者に違反があった場合、特定受託事業者は第17条に基づき、厚生労働大臣に対して適当な措置をとるべきことの申出を行うことが可能か。【注】要旨4及び25日参・内閣委（問15）の積み残しの想定問。

1. 第17条第1項では、フリーランスは、「就業環境の整備」の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることとしている。
2. このため、ご指摘のような、第13条に規定する育児介護等の両立への配慮義務に違反する事実がある場合には、フリーランスは、厚生労働大臣に対して適当な措置をとるべきことを申し出ることが可能である。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

**更問1．第17条に基づく厚生労働大臣に対する申出が可能である場合、当該規定に基づきどのような救済がなされるのか。**

1. 第17条第2項では、厚生労働大臣は、フリーランスから違反する事実がある旨についての申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない旨を規定している。
2. フリーランスから第17条第1項に基づく申出があった場合には、厚生労働省において、
  - ・ 申出の内容に係る事実があったかどうかについて関係当事者から事情を聴取するとともに、
  - ・ 申出の内容が事実であった場合、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立について適切に対応するよう助言・指導を行うことにより、フリーランスが安心して働く就業環境の整備を図ってまいりたい。

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 (略)

(申出等)

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(申出等)

### 第六条

1・2 (略)

- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をし

たことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、  
取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

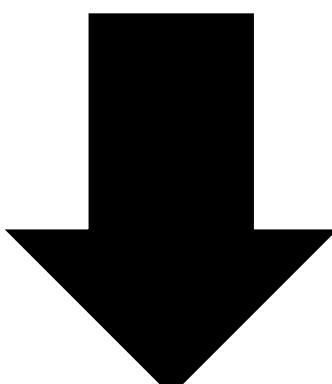
(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問7（対大臣）．第13条は、特定受託事業者からの申出を契機に特定業務委託事業者が配慮を行うこととなっているが、特定受託事業者としては、配慮の申出を理由に仕事を減らされたりすることなどを恐れ、実際には申出を行えないのではないか。本規定の実効性をどのように担保するのか。【注】要旨4及び25日参・内閣委（問16）の積み残しの想定問。

1. 本法案では、発注事業者は、フリーランスが育児介護等と両立して業務に従事することができるよう、フリーランスからの申出に応じて、必要な配慮をしなければならないこととしている（13条）。
2. 育児介護等については、個々人の事情や意向が異なり、業務との両立に向けた配慮が必要かどうかについて、まずはフリーランスの方に判断いただくことが適切であるため（注1）、フリーランスからの申出を契機として、発注事業者に必要な配慮を求めるとしたものである。

（注1）このほか、特定業務委託事業者側においても、全ての特定受託事業者について、育児介護等の育児介護等の事情を抱えているのか等を把握しようとするのは負担が大きいことも課題。



3. また、厚生労働大臣の定める指針において、育児介護等の配慮について具体的な内容等（注2）をお示しするとともに、発注事業者、フリーランス双方への丁寧な周知を図ることにより、フリーランスが申出をしやすく、安心して育児介護等と両立しつつ働くことのできる環境の整備に努めていく。

（注2）このほか、特定受託事業者が申出を行ったことで特定受託事業者にとって望ましくない取扱いがなされることのないよう、厚生労働大臣が定める指針等において望ましくない取扱い等の明確化を図ることが考えられる。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 (略)

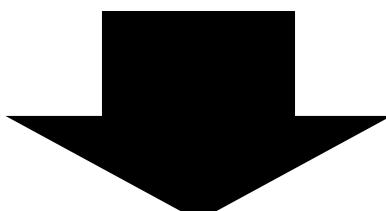
(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問8（対大臣）．フリーランスの取引上の立場が弱いことを踏まえれば、公正取引委員会等に申出を行うことは難しいとも考えられるが、第6条第3項の規定も含め、本法案の実効性を問う。

【注】要旨5の想定問。

1. 本法案では、フリーランスは、違反事実がある場合には公正取引委員会等に対して、その旨を申し出て、適当な措置を取るべきことを求めることができることとしている。
2. 本法案の規制を実効的なものとし、フリーランスの方々を適正に保護するためには、議員ご指摘のとおり、申告制度がしっかりと機能することが重要。
3. このため、
  - ・ 本法案第6条第3項及び第17条第3項においては、フリーランスが公正取引委員会等に申告したことを理由として、発注事業者がフリーランスに対し取引停止などの不利益な取扱い（報復措置）をすることを禁止するほか、
  - ・ 今後、フリーランス・トラブル110番へ相談を行った方々が、よりスマートに各省庁委の窓口に申告を行うことができるよう、フリーランス・トラブル110番の体制整備を図ることにより、フリーランスが申告しやすい環境を整えていく予定である。



4. また、フリーランスから申告を受けた場合には、公正取引委員会等は調査を行うとともに、必要に応じて、助言・指導、勧告を行う。さらに、正当な理由なく勧告に従わない発注事業者に対しては命令を行うことができることとしている。
5. これらの措置により、本法案の実効性を確保してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (申出等)

第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

### (勧告)

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに特定受託事業者の給付を受領すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第二項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに当

該特定受託事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 6 公正取引委員会は、業務委託事業者が第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第九条 公正取引委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ。

- 2 公正取引委員会は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第十一条 (略)

- 2 公正取引委員会は、第八条及び第九条第一項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(申出等)

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(勧告)

**第十八条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が第十二条、第十四条、第十六条又は前条第三項において準用する第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。**

(命令等)

**第十九条 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第十四条に係るものを除く。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。**

2 **厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。**

3 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第十四条に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

**第二十条 厚生労働大臣は、第十八条（第十四条に係る部分を除く。）及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。**

2・3 (略)

(指導及び助言)

**第二十二条 公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、業務委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。**

**第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。**

一 第九条第一項又は第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第十一条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問9（対大臣）．テレビ局が制作する番組に芸能事務所と専属契約を結んだフリーランスが出演する場合に、テレビ局と芸能事務所のどちらが委託事業者に該当するのかは、どのように判断されるのか。  
【注】要旨6及び25日参・内閣委（問23）の積み残しの想定問。

1. 本法案では、議員御指摘のテレビ局、芸能事務所、フリーランスの三者が取引にかかる場合を含め、契約形態だけでなく取引実態も総合的に勘案し、フリーランスに対して実質的に「業務委託」をしたと認められる者が、業務委託事業者や特定業務委託事業者として、本法案の義務が課されることになる。
2. 実質的に「業務委託」をしたと認められるかどうかについては、一般的に、①委託内容への関与の状況、②金銭債権の内容・性格、③債務不履行時の責任主体等を総合的に考慮したうえで、実態に即して判断することとなる。
3. 今後、フリーランスと複数の当事者が関与する取引における業務委託事業者等の考え方について、公正取引委員会のガイドライン等の形で示してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問10（対大臣）．テレビ局からの支払いが芸能事務所を経由してフリーランスに対して行われる場合等において、月末締め等の慣行も踏まえれば、第4条の60日ルールを守ることは難しい場合があると考えるが、なぜ支払期日を60日としているのか。

【注】要旨7の想定問。

1. 支払期日の設定は、個人であるフリーランスと組織である発注事業者との間の交渉力等の格差により、発注事業者が報酬の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあることから、フリーランスの利益を保護するために設けられたものである。
2. 支払期日を「60日以内」としたことについては、
  - ① 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査によれば、60日以内の支払いが9割を超えていたことや、
  - ② 事業者の支払いについて定めた下請代金法では、目的物を受領した日から遅くとも60日以内に支払うことを義務付けていることを踏まえたものとなっている。
3. 一方、本法案では、フリーランスに「再委託」を行う場合で、「再委託」であることの明示等を行った場合（注1）には、発注事業者は、元委託事業者から支払いを受けてから30日以内にフリーランスに報酬を支払えば足りることとしている。



(注1) 発注事業者は、フリーランスに対して、

- ① その業務委託が再委託である旨、
- ② 元委託者の名称
- ③ 発注事業者が発注元から報酬の支払いを受ける期日
- ④ その他の公正取引委員会規則で定める事項

を明示する必要がある。

4. 御指摘のようなテレビ局、芸能事務所、フリーランスとの契約においては、芸能事務所がフリーランスに再委託をしていると考えられるため、必ずしも60日以内に報酬を支払う必要はない。

5. このような「再委託」の場合も含め、支払期日までの報酬支払義務の考え方等については、混乱が生じないよう、施行までの間に十分な周知を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (報酬の支払期日等)

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 2 (略)
- 3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならぬ。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならぬ。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問11（対大臣）．例えば芸能界では、「見習い制度」と呼ばれる期間があり、その間は報酬が著しく低く設定される。このような慣行には合理的な側面もあると考えるが、本法案においては「通常に比して著しく低い報酬の額」と判断されることになるのか。

【注】要旨8の想定問。

1. 本法案では、発注事業者が委託費や報酬額について、通常支払われる対価に比して著しく低い報酬の額を不当に定めることは、「買いたたき（法第5条第1項第4号）」に該当し、違反となる。
2. 例えば、見習いとされるフリーランスが見習いでないフリーランスと異なる内容・水準で業務を行っているなどの合理的な理由がないにもかかわらず、当該フリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより著しく低い報酬の額を定めるような場合には、「買いたたき」として問題となり得る。
3. このような「買いたたき」に関する考え方については、今後策定するガイドラインなどで明らかにし、関係者に周知することにより、発注事業者やフリーランスの理解を促進していくこととしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

第5条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第2条第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～三 略

四 特定受託事業者の給付の内容と同種または類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 略

2 略

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問12（対大臣）．3年後の見直し規定について、具体的にどのような内容の検討を行うことを想定しているのか。

【注】要旨9の想定問。

1. 本法案については、法案附則の「検討規定」に基づき、施行後3年を目途に検討を行ってまいりたい。
2. 具体的には、更なる実態調査などを通じて、法施行後の特定受託事業者に関する取引状況の分析や、様々な業種における課題の把握などに努めるほか、幅広く関係者の意見を確認していくことにより、本法案や関係法令、ガイドラインを改正する必要があるかどうかについて検討することを想定している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 附 則

#### (検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問13（対大臣）．韓国やフランスでは、芸能従事者について、労働政策、社会保障政策の観点も含めた包括的な保護法制が整備されている。日本も、「働く人を守る」視点から、韓国やフランスのような芸能従事者（フリーランス）を包括的に保護するための法整備を行うべきではないか。

【注】要旨10の想定問。

- 1 今回の法案では、いわゆるフリーランスについて、個人で事業を行うという性質上、一般的に、発注事業者との間で交渉力などに格差が生じると考えられることから、その取引の適正化等を図るために環境整備を行うこととしている。
- 2 一方で、韓国やフランスでは、芸術振興の観点から、自営の芸能従事者を対象とした社会保障の観点も含めた包括的な保護法制が整備されているものと承知。
- 3 文化芸術関係者の保護など、特定の業種を対象とした保護の在り方については、関係する省庁（※）において、当事者側の関係団体や発注者側の団体等との意見交換も行いつつ、検討がなされるべきものと考えているが、いずれにしても、本法案が成立した場合には、その施行の状況等を分析し、業種別の課題等の把握にも努めることとしたい。

※文化の振興を所管する文化庁、労働政策や社会保障政策を所管する厚生労働省など

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考 1) 自営で活動する芸術家に係る社会保障の対応状況

### ●韓国

社会保険料の軽減措置（芸術家福祉法）：

国民年金や雇用保険、産業災害保険の保険料について、その一部（4割など）を国が支援。

失業中の収入補填措置（雇用保険法等）：

文化芸術用役関連契約を提携して自ら労務を提供する者であって、当該契約を通じて得た月平均所得が50万ウォン以上あるものを対象に、一定の場合（離職前24か月間に9か月以上保険料を納付など）に給付される。

### ●フランス

社会保険料の軽減措置（社会保障法典）：

保険料低減負担率（実演芸術家であれば標準的な被用者の70%など）が適用されている。

失業中の収入補填措置（失業保険協約付属書10）：

実演芸術家（有期雇用契約で雇用される舞台芸術の芸術家又は技術者）を対象に、一定の場合（登録前12か月間につき該当活動での507時間の就労が確認されているなど）に給付される。

※日本では、労災保険の特別加入制度があるのみであり、社会保険料の軽減措置及び失業中の収入補填はない。

## (参考2) 令和5年4月21日 参・本会議 速記録抜粋

○塩村あやか君

(略)

近年、フランスや韓国等の諸外国においては、フリーランスに関わる労働政策、社会保障政策の観点も含めた包括的な政策対応が進められています。こうした諸外国の例と比較をすると、我が国の政策対応は遅れていると言わざるを得ません。フリーランスの地位、社会保障問題を直視すべきです。海外事例をどのように把握されて、本法律案を検討し、反映されたのか、伺います。

(略)

○国務大臣（後藤茂之君）

(略)

海外事例の把握等についてお尋ねがありました。

フリーランスに關わる包括的な政策対応について、諸外国の事例を網羅的に把握しているわけではありませんが、例えばEUでは、デジタル労働プラットフォームを通じて働く者の契約関係について、一定の要件を満たせば雇用契約と推定する規定を盛り込んだ指令案が提案されていると承知しています。

一方、現在、我が国でフリーランスが直面しているトラブルについては、報酬の支払遅延や取引上の不当な行為など、事業者間取引において見られるものが多く、ハラスマントなどのトラブルについても、取引上の力関係に由来しているものと考えることができることから、本法案は、取引の適正化等を図る法制として立案し、速やかに対応策を講じることとしたものです。

(略)

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問14（対大臣）実演家の出演回りについて  
は、著作隣接権の対象にならない場合もあり、後に  
印税のような形で収入を得ることもない。こうした  
実演家にも正当な報酬が確保されるべきと考える  
が、本法案ではどのような対応が可能か。

【注】要旨11の想定問。

1. 本法案は、

- ① フリーランスを保護する観点から、その対象に小規模な発注事業者も含めており、過剰な義務を課すことには慎重であるべきこと、
  - ② 事業者間取引における契約自由の観点から、原則として、事業者取引に対する行政の介入は最小限にとどめるべきこと、
  - ③ フリーランスの役務や成果物は多種多様であること、
- を踏まえて、一律に報酬水準を定めることはしていない。

2. 他方、発注事業者が報酬額について、通常支払われる対価に比して著しく低い報酬の額を不当に定めることは、「買いたたき（法第5条第1項第4号）」に該当し、公正取引委員会による勧告等の対象となり得る。  
こうした違反行為について、本法案を適切に執行し是正に取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

**(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案**

**(特定業務委託事業者の遵守事項)**

**第5条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第2条第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。**

**一～三 略**

**四 特定受託事業者の給付の内容と同種または類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。**

**五 略**

**2 略**

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問15（対大臣）実演家について、著作隣接権等の知的財産権が発生している場合に、そのような権利の無償譲渡・許諾を求めるといった不当な取扱いが横行しているが、そのような取扱いについて、本法案ではどのような対応が可能か。

【注】要旨11の想定問。

1. フリーランスが発注事業者との業務委託契約に基づき、作成した成果物に著作権その他の知的財産権が発生する場合があり得る。
2. 著作権のような「成果物に係る権利」について、フリーランスが権利を有するにもかかわらず、発注事業者が対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限することは、本法案第5条第2項第1号で禁止する「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、勧告等の対象になり得る。
3. 本法案を適切に執行し、「成果物に係る権利の一方的な取扱い」などの不利益行為のは正に取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

**更問 1. 「成果物に係る著作権等の知的財産権の帰属」を第3条の明示事項に含めるべきではないか。**  
【注】25日参・内閣委（問8）の積み残しの想定問。

1. 発注事業者が、成果物の知的財産権について、自らに譲渡・許諾させることを求める場合（注）には、発注事業者は、本法案第3条の規定に基づきフリーランスに対して交付する書面等において、「給付の内容」として、知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

（注）例えば、フリーランスに特定の地上波放送番組で用いる映像の制作を依頼する場合において、将来的に他の放送番組やインターネット配信等で用いる可能性もあることから、包括的に二次利用の権利をフリーランスに譲渡・許諾させることがある。

2. なお、下請代金法においても、同様の扱いとされているものと承知している。

(参考1) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）(抜粋)

### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

#### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

##### (6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ）。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 役務の成果物の二次利用について、フリーランスが著作権等を有するにもかかわらず、対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限すること。
- ・ フリーランスが著作権等の権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、当該権利の譲渡を余儀なくさせること。
- ・ 取引に伴い、フリーランスに著作権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡されること。

(参考2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第二条 ①～⑦ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

## (参考3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）

(親事業者の遵守事項)

### 第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 (略)

### 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

## (参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めるこ<sup>ト</sup>。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問16（対大臣）. フリーランスの所得向上の必要性について、認識如何。

【注】要旨12及び25日参・内閣委（問20）の積み残しの想定問。

- 1 令和2年に内閣官房が関係省庁と連携して実施したアンケート調査によれば、いわゆるフリーランスについて、
  - ・主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多い、
  - ・雇用されている労働者としての年収と同程度の水準にあるものと承知している。
2. 一方で、持続的な経済成長に向けては、御指摘のフリーランスの報酬の引上げも含めて、成長と分配の好循環の実現が重要になる。  
このため、フリーランスが適正に報酬を得られる環境整備と、フリーランスの生産性向上を支援していくことが重要。
- 3 個人で事業を行うフリーランスについては、その性質上、一般的に、発注事業者との間で交渉力などに格差が生じると考えられる。  
このため、本法案では、通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めることや報酬の減額の禁止などを盛り込むことにより、フリーランスに係る取引適正化を図っていく。
- 4 また、政府においては、経営改善等の経営課題に対応する「よろず支援拠点」の設置等を通じて、フリーランスを含めた中小企業・小規模事業者の生産性向上などを支援している。
- 5 こうした取組により、フリーランスが適正な報酬を得られる環境整備と、生産性向上を支援し、成長と分配の好循環を実現してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) よろず支援拠点とは

### よろず支援拠点とは

#### <中小企業・小規模事業者等の状況> (2014年までの状況)

- ・ ①商工会、商工會議所は存在しているが、会員でない企業にとつては相談することに心理的なハードルが存在、②自社の課題が明確化されておらず、漠然とした質問をしたいが、誰に質問して良いか分からない、等の課題が存在。
- ・ 支援機関の観点からは、多様な支援機関が課題毎に存在しており、機能を有機的に結びつける機関が不在という課題もあつた。
- ・ これらの課題を踏まえ、2014年に、①ワンストップ機能、②コーディネート機能、③高度な経営アドバイス機能、を持つ「よろず支援拠点」を全国の都道府県に1箇所ずつ設置。

### 「よろず支援拠点」を設置 (2014年～)

#### 1. ワンストップ機能

「どこに相談したらよいのか分からない」といった中小企業・小規模事業者等に対しても、よろず支援拠点の専門家が課題を整理したうえで、的確な支援機関（地域の土業やITコーディネーター、弁理士等）等を紹介するとともに、国等の支援施策の活用促進や制度改善に関する要望を汲み取る、ワンストップ窓口機能を提供する。

#### 2. コーディネート機能

個々の支援機関では対応できない課題について、商工会・商工會議所、金融機関等の地域の支援機関等をつなぐハブとして、総合的な課題解決に取り組む。

#### 3. 高度な経営アドバイス

中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする様々な分野の専門家が、幅広い視野から、企業経営者が抱える課題の本質を見抜き、気付きを与えるとともに、市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一步踏み込んだ支援を行う。

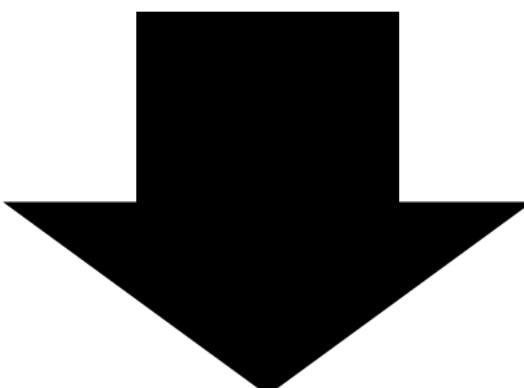
(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問17（対大臣）．本法案のこれまでの審議において、「発注控え」が過度に発生しないよう本法案の内容を検討してきたという趣旨の答弁がなされているが、「発注控え」が懸念されると考えるその根拠を問う。

【注】要旨13及び25日参・内閣委（問22）の積み残しの想定問。

1. 本法案では、フリーランスを保護する観点から、下請代金法では規制対象にならない小規模な発注事業者であっても、従業員を使用し、フリーランスに業務委託を行う場合には、特定業務委託事業者としての規制が課せられることとなる。
2. 仮に、小規模な発注事業者に対して過剰な義務を課した場合、発注事業者が負担を避けようとして、フリーランスの代わりに、従業員を使用する同業の個人や小規模な事業者と取引しようとする「発注控え」のインセンティブが働くことが懸念される。



3. 現に、本法案の骨子について、昨年9月に行ったパブリックコメントにおいては、  
中小企業団体等から、発注事業者に過度な負担となるないように要望する意見が寄せられていることに加え、

フリーランス関係団体からは、

- ・ 発注者に負担を強いて発注控えが起こったり、フリーランスの手続きが無暗に煩雑化して本来の業務に支障が出ることは本末転倒
  - ・ 取引当事者それぞれの立場を考慮してバランスを取りうとした法案骨子を評価する
- などの意見が寄せられている。

4. 本法案では、こうした発注控えが生じることがないように、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、規制の内容を定めている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## （参考1）令和5年4月5日 衆・内閣委員会 議事録（抜粋）

○井坂委員 ・・・大臣に伺いますが、今回の法案では第三条の条件明示の項目が少な過ぎるのではないかでしょうか。

○後藤国務大臣 今、先生の方からある程度政府の方針も御説明いただいたわけですけれども、第三条第一項では、発注事業者がフリーランスに業務委託した場合に書面等により明示しなければならない項目が出ておりまして、そのほかに、受託、委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日等の業種横断的な事項を定めることを予定しております、法定三つに加えて、四つ加えるということで検討をいたしております。

ただ、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、引き続き、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認しながら、具体的な事項を定めることしたいというふうに思っております。

## （参考2）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(参考3) 本法案の明示事項(現時点の想定)と下請代金法の3条書面記載事項の差分

(☆は法定明示事項)

(△は「その他の事項」として御答弁いただくもの)  
(▲は今後「その他の事項」に含めるか検討するもの)

記載事項	本法案	下請代金法
発注事業者・受注事業者の名称	△	○(1号)
委託をした日	△	○(2号)
給付・役務の内容	☆	○(2号)
給付・役務提供の期日 (期間で役務提供を委託する場合はその期間)	△	○(2号)
給付・役務提供の場所	△	○(2号)
下請代金・報酬の額(算定方法を含む)	☆	○(4号)
下請代金・報酬の支払期日	☆	○(4号)
(検査する場合は) 検査完了日	—	○(3号)
支払方法	▲	○
(手形支払の場合は) 手形の金額・満期	—	○(5号)
(ファクタリング等での支払の場合は) 金融機関の名称・支払額・期日	—	○(6号)
(電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日	—	○(7号)
(原材料等を発注者から購入させる場合は) 品名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法	—	○(8号)
契約の期間	▲	—
契約の終了事項	▲	—
契約の中途解除の際の費用の取扱い	▲	—

※網掛けは継続的な業務委託のみ

## （参考4）パブリックコメントにおいて、発注控えや発注事業者への負担を懸念する主な意見

○ [REDACTED]

報酬の支払期日を60日以内とする義務付け等についての運用上の配慮など「中小・小規模事業者の厳しい現状に沿った制度設計」を要望。

○ [REDACTED]

書面交付はフリーランス側から求められた場合のみの義務とするなど、小規模事業者にとって「過度な規制」「事務負担」にならないようすべきと要望。

○ フリーランス協会

発注者に負担を強いて発注控えが起こったり、フリーランスの手続きが無暗に煩雑化して本来の業務に支障が出たりすると、本末転倒であるとし、取引当事者それぞれの立場を考慮してバランスを取ろうとした法案骨子を評価するとの意見。

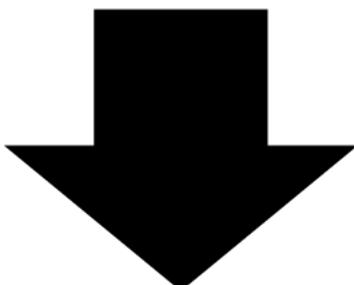
(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問18（対大臣）．過重労働等により健康診断を受けることが難しく、突然死をする問題が指摘されているが、政府はどう取り組むのか。  
(同旨厚生労働省政務)【注】要旨14及び25日参・内閣委（問17）の積み残しの想定問。

1. 議員ご指摘のとおり、フリーランスの方についても、働き過ぎにならないように配慮するとともに、定期的に健康診断を受け、健康を確保していただくことは大変重要である。
2. 現在、厚生労働省では、有識者の参集を求め、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催し、その中で、フリーランスの方々が長時間の作業により健康を害することのないようにすることや、健康診断の受診について発注者等に配慮を求めることも議論していると承知している。

(注) 直近では、4月21日（金）に「第11回個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催している。



3. この有識者検討会における検討結果も踏まえ、厚生労働省において、適切な対応が取られるものと考えている。(詳細については、厚労省にご確認いただきたい。)

(参考)「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」では、

- ・個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、発注者等に対してどのようなことを求められるか
  - ・発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めるとしてはどうか
- といったことが議論されている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリー  
ランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

### 1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

### 2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること。
- (6) その他

### 3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参考者により構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、別紙の参考者以外の者を参考することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

### 4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において行う。

## (参考2)

### 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会収集者名簿

青木 富三 雄	(一社) 住宅生産団体連合会環境・安全部長
大木 勇雄	(一社) 建設産業専門団体連合会副会長
小野 秀昭	(株) 運輸・物流研究室取締役フェロー
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
白下部 治	東京工業大学名誉教授
小菅 元生	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長 (～第6回検討会)
清水 長	陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長
鈴木 重也	(一社) 日本経済団体連合会労働法制本部長
高山 典久	(一社) ITフリーランス支援機構代表理事
田久 悟	全国建設労働組合総連合労働対策部長
出口 和則	(一社) 全国建設業協会労働委員会委員
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
中村 昌允	東京大学工学系研究科非常勤講師
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
山脇 義光	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長 (第7回検討会～)

(50音順)

## 論点（案）

### （3）個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

#### 【長時間の就業による健康障害の防止】

##### ＜発注者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合※の対応＞

※以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定

- ①発注者等が1日に配達すべき荷物量を指定するなど、発注者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ②映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間自由にコントロールできないようなケース
- ③個人事業者等が、発注者等の事業場に常駐して、発注者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

- 個人事業者等に仕事を発注する者又は当該仕事を管理する者（プラットフォーマーも含む。以下「発注者等」という。）から依頼される業務上、就業時間が特定される場合も考えられるが、そのような場合に個人事業者等の就業時間が長時間になりますに、発注者等に対するどのようなことを求めることが考えられるか。**長時間就業による健康への影響を防ぐ観点から、安全衛生を損なうような長時間就業とならないような配慮も求めてはどうか。**

※ 労働安全衛生法第3条第3項は「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない。」と規定して請負契約の発注者に安全衛生の確保のための必要な配慮を求めている。

- 個人事業者等の就業時間が特定される場合において、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等の健康を守るために発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。**個人事業者等から求めがあつた場合に、医師による面接指導を受ける機会を発注者が提供することについて、どう考えるか。**

## 論点（案）

### 第10回「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」

資料3より抜粋

#### （3）個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

##### 【メンタルヘルス不調の予防】

- 個人事業者等に過度なストレス等が生じないようにするために、発注者等に対しどのようにすることを求めることが考えられるか。

##### 【健康診断の受診の促進】

- 発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めることとしてはどうか。**健診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについてはどう考えるか。**

##### 【作業環境による健康障害等の防止】

- 発注者等から依頼される業務の性質により就業場所が特定される場合も考えられるが、そのような場合は、当該就業場所の適切な環境確保のために必要な措置※が講じられていることを発注者等が確認することとすべきか。また、当該就業場所を発注者等が管理していない場合においては、当該場所を管理者（建築物貸与者）に、これら措置が講じられていることを確認することとすべきか。

※室内的温度管理、気積の確保、照度の確保、便所の設置など

- 労働者が客先に常駐して就業する場合など、労働者の就業場所を事業者が自ら管理している場合についても、同様の考え方（当該場所を管理・賃与する者（建築物賃与者）に必要な措置が講じられていることを確認すること）を確認する）でよいか。

## (参考4)

第11回「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」

資料1より抜粋

### 【健康診断の受診の促進】

- 国は、発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求ることとする。
- 健診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについては、引き続き検討中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙⑦

## 別紙⑦ 健診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについて

### 個人事業者等による健診診断受診に要する費用に関する視点

- ・ 必要な経費について、発注時の費用として価格転嫁できるということも周知すべき。
- ・ 健康診断の受診率を高めるため、健診の経費を契約に盛りさせる取組も重要。
- ・ 個人事業者の場合は、健康診断実施後の事後措置の仕組みがないため、費用だけ契約に盛り込んで実効性がない。

等の議論があつたが、受診する健康診断の目的や注文者が注文する仕事の内容が個人事業者等の健康に及ぼす影響、業務受注の反復継続性などを踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。

### これまでの議論を踏まえた事務局案

#### 《特殊健診診断について》

- 法第3条第3項においては、「仕事を他人に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない」旨が定められており、これには「請負金と費用等」についての配慮も含まれていることから、労働者であれば特殊健診が必要となる業務を反復・継続して個人事業者等に注文し、当該個人事業者等が常時、特殊健診が必要となる場合に就くこととなるような場合には、請負契約に当該健診費用を安全衛生経費として盛り込むことをガイドライン等により示し、注文者に対してはどうか。

#### 《一般健診診断について》

- 一般的な健康管理は個人事業者等自身で行うことが基本であるものの、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者と継続的に業務を行いうる注文者にとつては、事業継続の観点からも望ましいことから、契約期間が1年を超えるような請負契約や、契約期間が1年に満たなくとも特定の事業者と契約を締結している場合については、請負契約に一般健診費用を安全衛生経費として盛り込むことが望ましいことをガイドライン等により示してはどうか。
- ただし、40歳以上の個人事業者等についてには、高齢者医療確保法に基づき、保険者に特定健診（安衛法の一般健診と同じ健診項目）の実施が義務づけられたり、個人事業者等は無料で健診を受診することができるところから、一般健診費用を盛り込む必要はないこととしてはどうか。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問19（対大臣）. フリーランスの生活基盤について、政府の評価と分析如何。

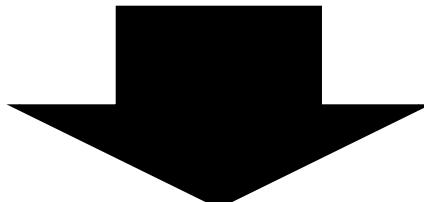
【注】要旨15及び25日参・内閣委（問18）の積み残しの想定問。

- 1 （先ほども申し上げたが、）令和2年に内閣官房が関係省庁と連携して実施したアンケート調査によれば、いわゆるフリーランスについて、
  - ・主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多い、
  - ・雇用されている労働者としての年収と同程度の水準にあるものと承知している。
- 2 他方で、令和3年に内閣官房が関係省庁と連携して実施したアンケート調査によれば、フリーランスは、報酬の不払いや支払遅延を始めとしたトラブルを経験する方が多く、かつ、特定の発注者への依存度が高い傾向にあることが確認できており、発注事業者との関係において、不当な不利益を受けやすい立場にあると考えられる。
- 3 このため、今回の法案により、フリーランスの方々が安定的に働くことができる環境を整備することとしたもの。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]



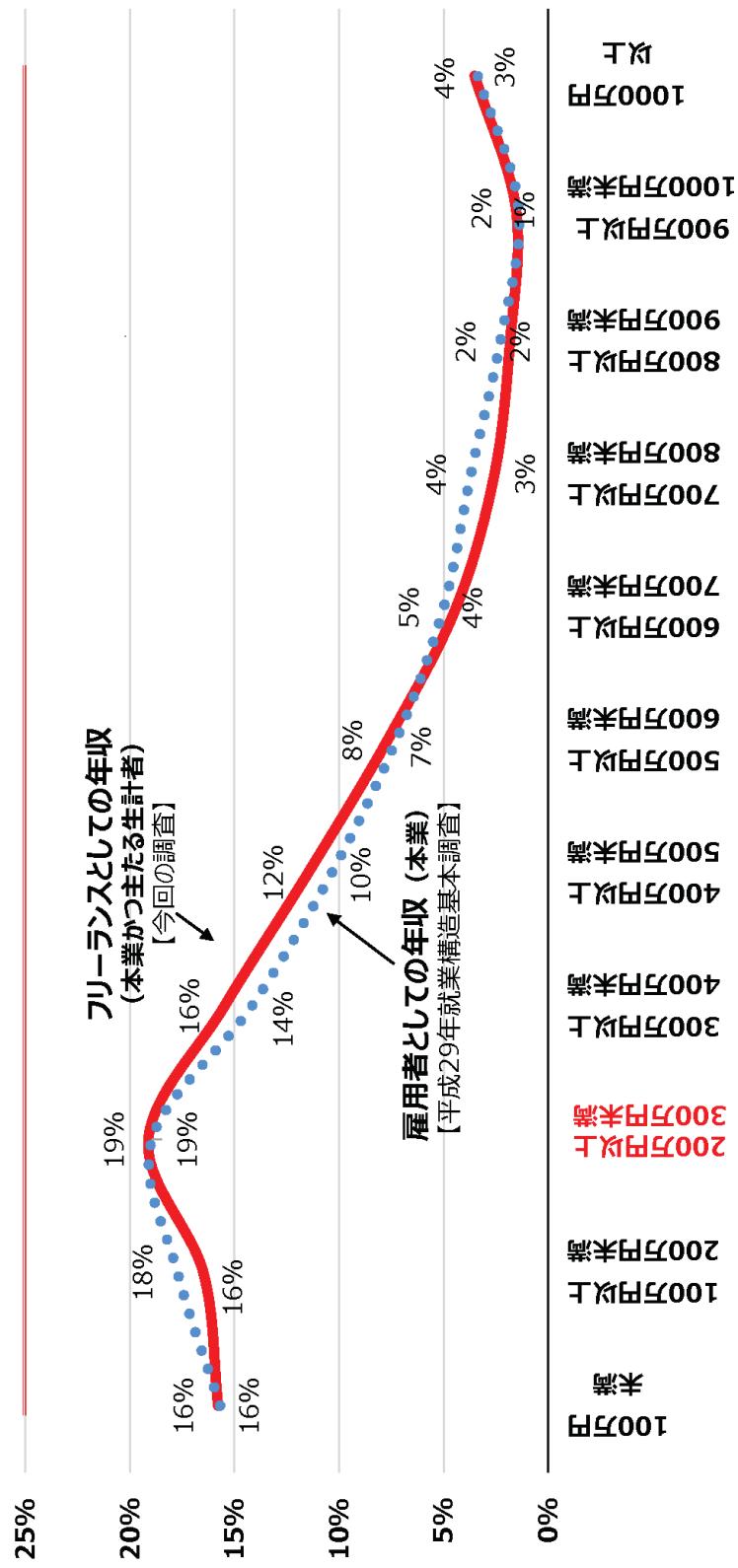
※参考資料のみ続く

## (参考1) 令和2年アンケート調査（フリーランスとしての年収）

### フリーランスとしての年収

#### 就業状況

○ 主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収(は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多い（雇用者としての年収と同傾向）。



(注) 「あなたのフリーランスとしての直近一年間の年収を教えてください。」（単一回答）という設問への回答を集計。ただし「答えたくない」と回答した者を除いて集計。この設問における「年収」とは「事業としての収入（売上高）ではなく、収入（売上高）から必要な経費等を差し引いた所得の額であって社会保険料及び税を差し引く前の額」を指す。

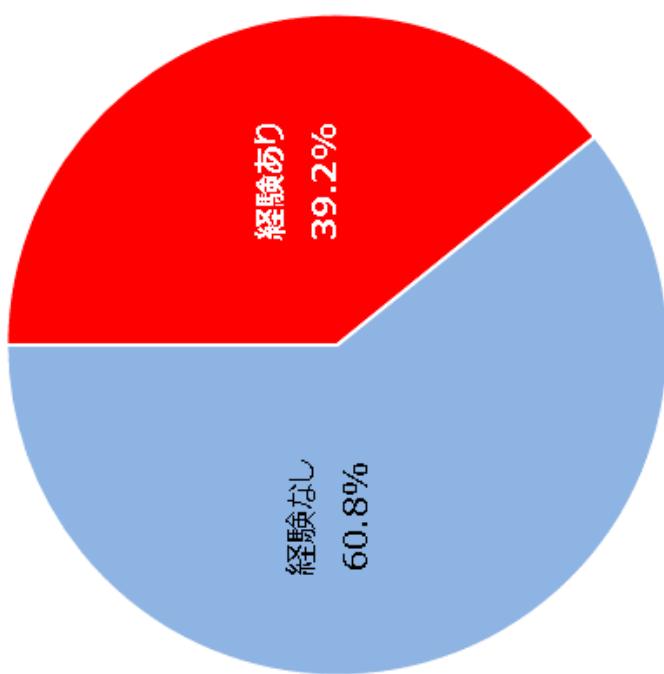
(出所) 雇用者としての年収：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

## (参考2) 令和3年アンケート調査（依頼者から納得できない行為を受けた経験）

### フリーランス 依頼者から納得できない行為を受けた経験

○直近3年間の取引で、依頼者から納得できない行為を受けた経験があるフリーランスは39.2%。

#### 依頼者から納得できない行為を受けた経験



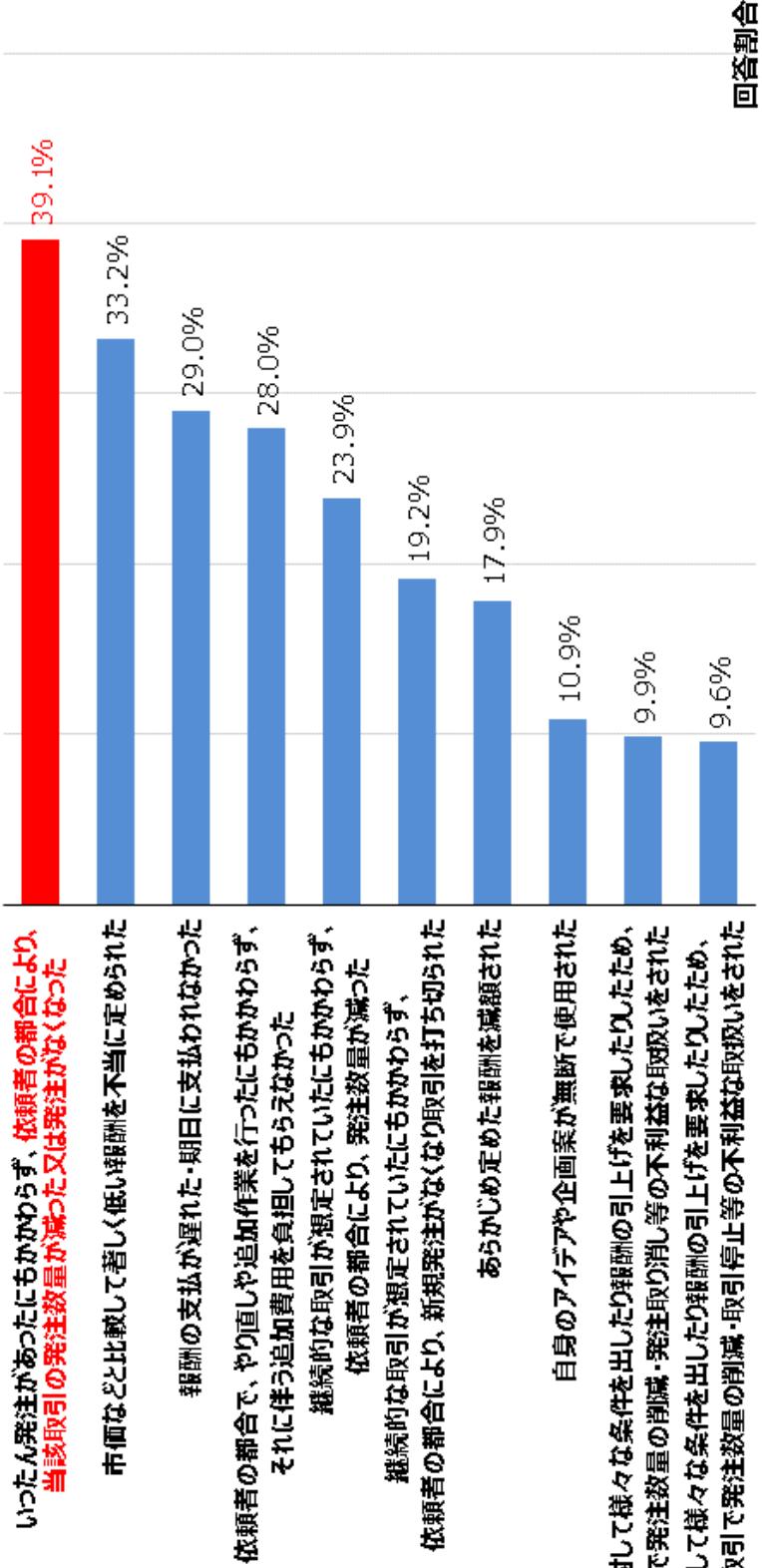
〔注〕 フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」〔農林水産従事者は除く〕と定義。  
「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことがありますか。」〔複数回答〕という設問への回答を集計〔回答数=4,243〕  
〔出所〕 フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## フリーランス

## 納得できない依頼者の行為の内容

- 納得できない依頼者の行為の内容として、依頼者の都合による発注取消しや発注量減少が39.1%を占める。

### 納得できない依頼者の行為の内容（上位10項目）



(注) フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。「直近3年間の取引において、依頼者がから、次のようなあなたが納得できぬ行為を経験したことがありますか。」（複数回答）という設問への回答について、依頼者の納得できない行為を経験したことのある者（回答数：1,663）を母数として集計し、上位10項目を抜粋。

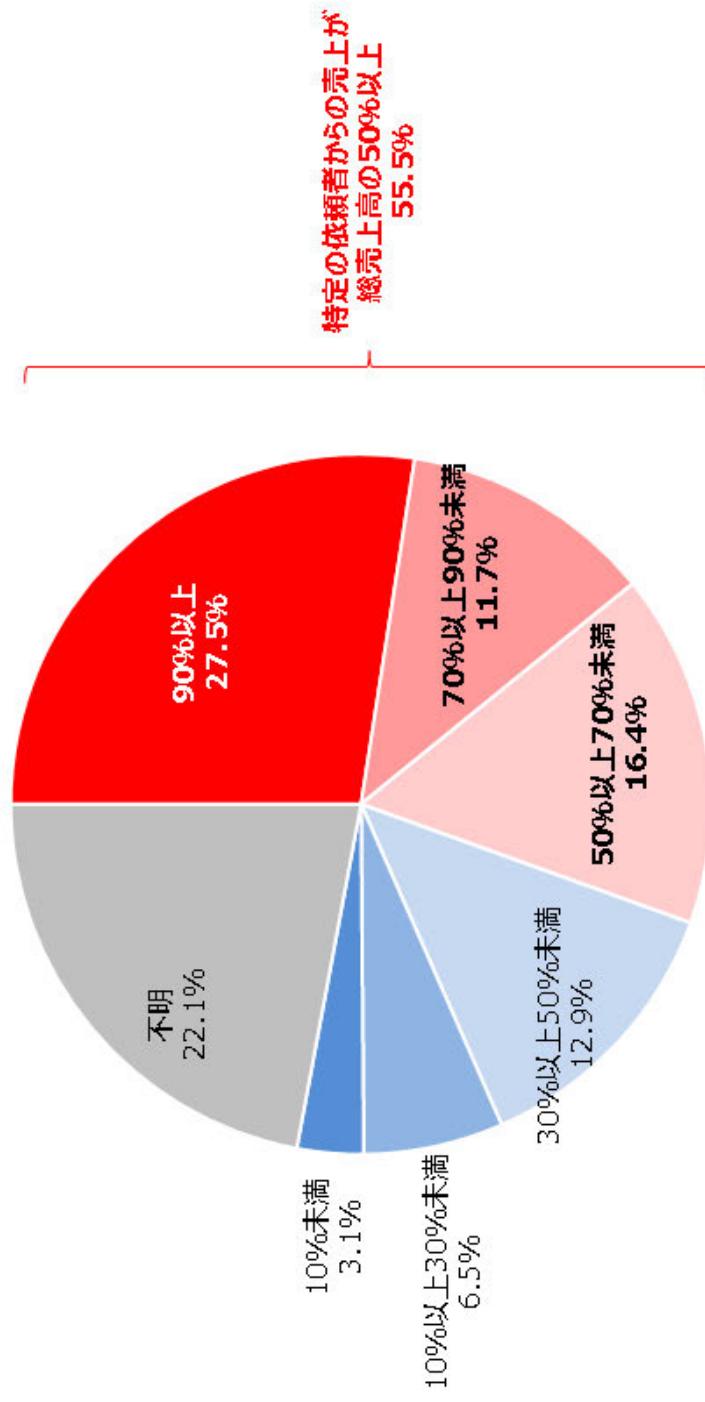
(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## フリークス

## 特定の依頼者への売上依存度

○フリーランスの売上依存度を見ると、特定の依頼者に50%以上の売上が集中するフリーランスが5割を超えており、特定の依頼者への依存度が高い傾向がある。

特定の依頼者からの売上が総売上高に占める割合



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。  
「あなたの仕事の依頼者のうち、あなたの売上金額が最も大きい者に対する売上金額」に占める割合

お答えください。」(単一回答)という設問への回答を集計 (回答数: 4,243)。

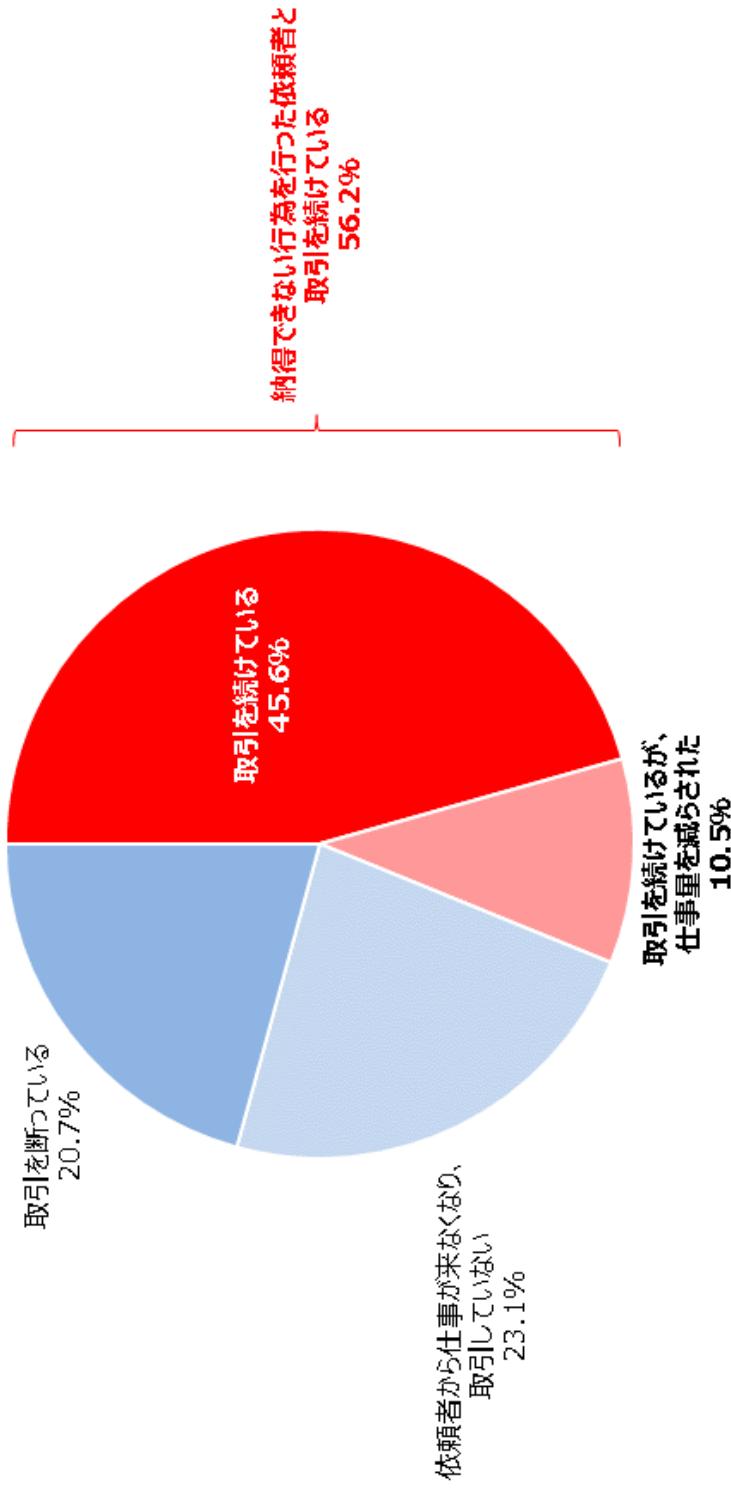
(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日-8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## (参考5) 令和3年アンケート調査（納得できない行為を行った依頼者とその後の取引状況）

### フリーランス 納得できない行為を行った依頼者とのその後の取引状況

○ 納得できない行為を行った依頼者とその後も取引を続いている者は、56%。

### 納得できない行為を行った依頼者とのその後の取引状況



（注）フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「納得できない行為を行った依頼者とは、その後、取引をしてしましますか。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：1,663）。

（出所）フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問20(対大臣) コロナ禍がフリーランスに与えた影響と問題点について、認識如何。

1 独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査 (※)

によれば、2020年4月時点の「フリーランスで働く者」を対象に、新型コロナウイルス感染症に関連した、自身の仕事(事業活動)や収入にかかる影響の有無を尋ねると、

- ・ 6割超が「大いに影響があった」、あるいは、「ある程度影響があった」と回答し、
- ・ その内容としては、「業績への影響(売上高・収入の減少)」が最も多く(49.9%)、
- ・ 次いで「新規受注や顧客の減少、消失」(19.9%)や「既に受注していた仕事(イベントやツアー等含む)の中止や延期」(17.3%)、「事業活動(生産、販売、サービス)の抑制や休止」(16.6%)等となっている。

※「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」

2 なお、「民間企業の雇用者」に対する調査結果では、新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかる影響の有無は、「大いに影響があった」、あるいは、「ある程度影響があった」との回答が3割程度(33.3%)となっていることから、雇用者と比較して、フリーランスの方がコロナ禍の影響が大きい可能性も示唆される。



3 また、フリーランスを対象に、民間が実施した調査（※）によれば、

- ・ 2020年度の事業収益がコロナ禍前の2019年度に比べ減少する見込みと回答した割合は、55.5%となつており、
- ・ コロナ禍の影響の内容としては、「取引先の業務自粛による取引停止」が44.4%と最も多く、
- ・ 次いで、客数の減少（37.9%）、自身の業務自粛（22.9%）となっている。

さらに、事業収益が減る見込みと回答したフリーランスについてその理由を聞いたところ、

- ・ 取引先事業者の倒産や業務縮小による受注減、
- ・ イベント中止による収益減、
- ・ 経営不振によりフリーランスとの契約を中途解約し社員による運営への切り替え、などの事例が挙がっている。

※出所：フリーランス白書（2021年）（一般社団法人プロフェッショナル＆パラレルキャリア・フリーランス協会）

4 さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府がフリーランスとして働く者に支援策を講じる中で、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声も聞かれたと承知している。

5 このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、飲食業、サービス業や小売業をはじめとして日本経済のさまざまな部門に大きな影響を与え、フリーランスの仕事や生活にも深刻な状況をもたらしたと認識している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) フリーランス白書2021(調査期間:2020年12月23日~2021年1月25日)

(事業収益にあたえる影響)

- ・今年度の事業収益の着地がコロナ禍前の2019年度に比べ減少する見込みと回答した割合は、55.5% (n=393) であった。

(コロナ禍の影響の内容)

- ・「取引先の業務自粛による取引停止」が44.4% (n=225) が最も多く、次いで、客数の減少37.9% (n=192)、自身の業務自粛22.9% (n=116)となっている。

## （参考2）R4.4.12 第5回新資本実現会議資料

一般社団法人プロフェッショナル＆パラレルキャリア・フリーランス協会が、2020年12月23日—2021年1月25日までの期間に実施した調査結果によれば、事業収益が減る見込みと回答したフリーランスについてその理由を聞いたところ、取引先事業者の倒産や業務縮小による受注減、イベント中止による収益減、経営不振によりフリーランスとの契約を中途解約し社員による運営への切り替え、などの事例が挙がっている（次頁参照）。

## フリー・ランス

# コロナ禍がフリー・ランスの事業収益に与えた影響

- 事業収益が減る見込みと回答したフリー・ランスについてその理由を聞いたところ、取引先事業者の倒産や業務縮小による受注減、イベント中止による収益減、経営不振による収益減、などの事例が挙がっている。

## 事業収益減の内容や理由

- ・ 10年間フリー・ランスのディレクターとして、地方テレビ局で番組制作をしていましたが、4月からの緊急事態宣言で番組が自粛、そのため、**フリー・ランスを全員解雇し、社員による運営に切り替えました。**ネットの進出でしたが、9月にテレビ局が経営不振のため、秋から急遽個人で営業しテレビ以外の動画制作を始めましたが、秋から同じ状況。そのため、秋から未収入のため家賃補助金や、社会福祉協議会の貸付で生活をしています。テレビ業界の不振は予測はできましたが、コロナがなければもう少し持っていたはずで、その間に機材を助成金で揃えただくても、パソコンに対する助成金はなかなか出ませんので（動画制作に使っています。（50代女性、出版・メディア系））
- ・ 2/25まではオリンピックの影響で通年より忙しくしていましたが、それ以降5ヶ月無収入でキャンセル料の支払いや積み重なり、8月以降も数本の仕事しかなく**キャンセル料支払いの方が多く10ヶ月連続赤字**。2回目の宣言によりまた1/8から全ての仕事が中止で収入ストップ。補償もなく身近な知る所だけ40社の倒産発表が出ました（40代男性、技術開発系）
- ・ 音楽演奏を生業としております。**全国規模のツアーブームの中止**になりました。無観客の配信ライブをなんとか開催し、食いつないでいるような状況です。年末～年明けからの**再開のムードも第三波の影響**で白紙になりました。（40代男性、芸術系）
- ・ 音楽教室の仕事は生徒一人につき年間42回レッスンだったが、経営者の独断で月3回レッスン固定に変更され、**生徒の月謝が下げられたため歩合も下がった。辞める生徒も出て仕事をも減**。（50代女性、芸術系）
- ・ **業務委託企業の倒産や業務の縮小**で受注量が激減しました。卸売業も取引先の販売減少、催事販売での開催期間の減少などが主な理由です。（60代男性、営業・販売・小売系）
- ・ 主要業務は**海外渡航し業務を行なつた**がそれらが実施不可能になりました。よって急遽、国内業務へ振り替えたが、これまでの報酬を埋めるまでには至らなかった。（50代男性、コンサルティング系）
- ・ ほとんどの仕事を新規で得ており、今年度は**直接営業の機会が無かったため、ほぼ皆無です。**（50代男性、企画系）

(注) 一般社団法人フロエッシュ・アート・アンド・アカデミー、フリー・ランス協会が、2020年12月23日～2021年1月25日までの期間においてインターネット調査を実施。「現時点での今年度事業収益の着地見込みを、昨年度と比較した場合の増減割合で教えてください。」という質問に対して、事業収益が減る見込みであると回答した者（393名）がよろしければ増減の内容やその理由をいくべ教えてください。(以下質問に対して自由回答を行ったもの（290件）の回答を抜粋。)

(出所) 一般社団法人フロエッシュ・アート・アンド・アカデミー「フリー・ランス協会」フリーランス白書 2021を基に作成。

### (参考3) R2.7.19 成長戦略実行計画

「さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。」

### (参考4) 雇用政策研究会（2020年12月24日）

- ・ JILPTの「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（個人調査）」によれば、新型コロナウイルスの影響により、フリーランスの多くが売上高の減少を経験しており、生活への影響は雇用者より大きい可能性も示唆される。

## （参考5）JILPTの「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（個人調査）」

### Ⅲ 「フリーランスで働く者」に対する調査結果 (P. 30)

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に関連した自身の仕事や収入にかかる影響

2020年4月1時点の「フリーランスで働く者」(n=579)を対象に、新型コロナウイルス感染症に関連した、自身の仕事（事業活動）や収入にかかる影響の有無を尋ねると、6割超（60.3%）が大いにないしある程度、「影響があった」と回答し、その内容（複数回答）としては、「業績への影響（売上高・収入の減少）」が最も多く（49.9%）、次いで「新規受注や顧客の減少、消失」（19.9%）や「既に受注していた仕事（イベントやツアー等含む）の中止や延期」（17.3%）、「事業活動（生産、販売、サービス）の抑制や休止」（16.6%）、「感染予防など衛生管理負担の増加」（14.5%）等があがった（図表24）。

そのうえで、「2022年3月調査（JILPT第7回）」現在も「自営業・内職」で働いている場合（n=468）に、現在も継続している影響があるか尋ねると（複数回答）、引き続き「業績への影響（売上高・収入の減少）」が4割を超える（44.0%）、これに「新規受注や顧客の減少、消失」（15.0%）や「感染予防など衛生管理負担の増加」（10.9%）、「事業活動（生産、販売、サービス）の抑制や休止」（10.3%）等が続いた、「特にない」は6.0%となった。

### Ⅳ 「民間企業の雇用者」に対する調査結果

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかる影響

2020年4月1時点の「民間企業の雇用者」(n=4,307)を対象に、新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかる影響の有無を尋ねると、大いにないしある程度、「影響があった」との回答が1/3（33.3%）で、具体的な内容（複数回答）としては、「収入の減少」（20.6%）が最も多く、次いで「勤務日数や労働時間の減少（休業を含む）」（13.6%）、「業務内容の変更」（5.0%）等があがった（図表16）。

(対大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問21(対大臣) 下請代金法第4条の2では遅延利息について規定されているが、本法案に同様の規定を設けない理由を問う。

1. 下請代金法第4条の2では、親事業者が支払期日までに下請代金を支払わなかった場合には、下請代金に対する、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をする日までの、年14.6%の遅延利息を支払うことが義務付けられている。
2. 本法案では、下請代金法の規制対象ではない、資本金1,000万円以下の小規模な発注事業者に対しても、義務が課されることとなるため、
  - ・ 事業者取引における契約自由の原則により、行政の介入は最小限にとどめるべきであること、
  - ・ 小規模な発注事業者に対して過剰な義務を課した場合、フリーランスへの「発注控え」が生じかねないことも踏まえ、発注事業者の負担とフリーランス保護のバランスを取ることも必要。
3. 議員ご指摘の「遅延利息」の支払い義務については、発注事業者の中には小規模な事業者も多く、追加的な遅延利息の支払いまでは困難な場合が多いことにも鑑み、法律を以て一律に遅延利息を課すことまでは妥当でないとの判断により、規定を設けないこととした。

(答弁ここまで)

〔 答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED] 〕

## （参考1）下請代金法における遅延利息の規律

### ●下請代金法

#### （遅延利息）

**第四条の二** 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

※昭和37年下請法改正の審議において、議員修正により設けられた

### ●下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による遅延利息の率を定める規則

下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による下請代金の支払遅延に対する遅延利息の率は、年14.6パーセントとする。

(参考2) 本法律と下請代金法との適用対象の比較

受託事業者		委託事業者	
法人 (一人社長を除く)	個人事業者 (従業員有)	個人事業者 (従業員無) ・ 一人社長	個人事業者 (従業員無)
資本金 1千万円超	資本金 1千万円以下	下請代金法	下請代金法
法人 (一人社長を除く)	資本金 1千万円以下	下請代金法	下請代金法
	個人事業者 (従業員有)	本法案	本法案
	個人事業者 (従業員無) ・ 一人社長	本法案 (書面交付のみ)	本法案 (書面交付のみ)

※ 「一人社長」とは、法人であって、代表者1人以外に役員がおらず、かつ、従業員を使用しないもののことを行う。

### (参考3) 本法案と下請代金法の規律の比較

	項目	本法案	下請法
契約内容 の明示	発注書面の交付	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	— (※1)	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○
	遅延利息	— (※1)	○
その他の 禁止行為	受領拒否	○	○
	減額	○	○
	返品	○	○
	買いたたき	○	○
	購入利用強制	○	○
	報復措置	○	○
	有償支給材の早期決済	— (実例僅少)	○
	割引困難手形	— (実例僅少)	○
	利益提供要請	○	○
	不当なやり直し	○	○
就業環境 の整備 (※2)	募集情報の的確な表示	○	—
	育児・介護等との両立への配慮	○	—
	ハラスメント行為に関する体制整備	○	—
	中途解除等の予告	○	—

(※1) 下請法に比べて小規模な発注事業者が規制対象に含まれるため、これらの義務は課さないことを予定。  
 (※2) 特定受託事業者が、事業者であると同時に、一人の個人として業務を行うという側面から生じるトラブル等に対応する措置。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問22（対大臣） 下請代金法においては割引困難な手形の交付を禁止する規定があるが、本法案においても同様の規定を設けるべきではないか。

【注】要旨16及び25日参・内閣委（問13）の積み残しの想定問。

1. 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査によれば、フリーランスに係る取引では手形が利用されること自体が少なく、問題となった実例もほとんど見られなかったことから本法案では「割引困難手形の交付の禁止」は盛り込んでいない。

（注）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査  
(令和3年)

○報酬の支払方法（回答者4243名）：口座振込・現金98%、  
電子マネー0.6%、小切手0.4%、手形0.4%など

2. なお、本法案の施行後、フリーランスに係る取引において、割引困難手形の交付に係る問題が顕著になつていなかという点も含め、今後も実態の把握は適切に行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 下請代金支払遅延等防止法

(親事業者の遵守事項)

### 第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 (略)

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

三～四 (略)

## (参考2) 本法案と下請代金法の規律の比較

	項目	本法案	下請法
契約内容 の明示	発注書面の交付	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	— (※1)	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○
	遅延利息	— (※1)	○
その他 の禁止行為	受領拒否	○	○
	減額	○	○
	返品	○	○
	買いたたき	○	○
	購入利用強制	○	○
	報復措置	○	○
就業環境 の整備 (※2)	有償支給材の早期決済	— (実例僅少)	○
	割引困難手形	— (実例僅少)	○
	利益提供要請	○	○
	不当なやり直し	○	○
	募集情報の的確な表示	○	—
	育児・介護等との両立への配慮	○	—
	ハラスメント行為に関する体制整備	○	—
	中途解除等の予告	○	—

(※1) 下請法に比べて小規模な発注事業者が規制対象に含まれるため、これらの義務は課さないことを予定。  
 (※2) 特定受託事業者が、事業者であると同時に、一人の個人として業務を行いうといふ側面から生じるトラブル等にに対応する措置。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問23（対大臣）芸能従事者の実態・要望に対して、政府はどのような受け止めをしているか。

【注】要旨17の想定問。

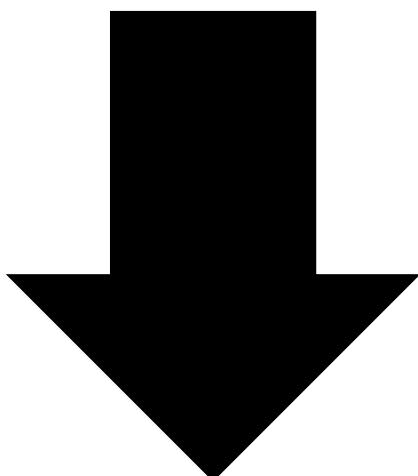
1 今回の法案の策定に当たっては、フリーランス関係団体など様々な関係者との意見交換を踏まえて検討を進め、「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」としてとりまとめ、パブリックコメントを実施（注1）している。

（注1）2R4.9.13～9.27「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」により意見募集。意見総数622件

2 こうした検討の過程において、芸能従事者の関係団体（注2）からは、取引適正化の法制化について評価をいただくとともに、フリーランスの「社会保障・安全衛生対策も不可欠」であるといった御意見もいただいている。

（注2）

3 本法案が成立した場合には、その施行を着実に行い、本法の施行等を通じて見えてくるフリーランスの実態や課題があれば、必要に応じて関係省庁とも連携し、丁寧に対応してまいりたい。



4 フリーランスの社会保障について、昨年12月にとりまとめた「全世代型社会保障構築会議 報告書」では、

- ・ フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきとされ、
- ・ 具体的には、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべき、
- ・ そのうえで、それ以外の「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべき

とされており、同報告書に基づき、今後は所管の厚生労働省において検討が進められるものと承知しているが、私としても検討状況をしっかりとフォローアップしてまいりたい。

また、フリーランスの安全衛生対策については、現在、厚生労働省の検討会において、議論されているものと承知。この検討結果も踏まえ、厚生労働省において、適切な対応が取られるものと考えている。

(参考)「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」では、

- ・ 個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか
- ・ 発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めることとしてはどうか

といったことが議論されている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 関係団体等へのヒアリング等

下請取引改善に積極的な発注事業者等や、中小企業団体、フリーランス団体等へのヒアリング、フリーランストラブル110番に相談があったトラブル事例（令和4年12月末現在で10,541件）、パブリックコメント（9月13日～27日に実施。622件の意見提出）を踏まえ、法案内容について検討を進めてきたところ。

### <ヒアリング実施団体>

#### ○下請取引改善に積極的な事業者等

- ・ [REDACTED] (映像企画・制作)
- ・ [REDACTED] (テレビコマーシャル及び各種映像制作)
- ・ [REDACTED] (ビルメンテナンス)
- ・ [REDACTED] (ソフト、システム開発)
- ・ [REDACTED] (映像企画・制作)
- ・ [REDACTED] (配達)
- ・ [REDACTED] (保険)
- ・ [REDACTED] (人材派遣)

※名称は対外公表不可。

#### ○経済団体、関係事業者団体

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED] ([REDACTED]等が加盟する団体)
- ・ [REDACTED] ([REDACTED]等が加盟する団体)
- ・ [REDACTED]

#### ○フリーランス当事者団体

- ・ [REDACTED] (全般)
- ・ [REDACTED] (アニメ制作)
- ・ [REDACTED] (芸能) (芸能)
- ・ [REDACTED] (出版)
- ・ [REDACTED] (イラスト制作)

#### ○労働団体

- ・ [REDACTED]

## (参考2) パブリックコメントに対する関係団体の意見概要

### <経済団体・関係事業者団体>

- [REDACTED]  
「書面交付の事務負担の最小化」「違反した場合の対応は下請代金法等とのバランスを失しない範囲で」等を要望。
- [REDACTED]  
報酬の支払期日を60日以内とする義務付け等についての運用上の配慮など「中小・小規模事業者の厳しい現状に沿った制度設計」を要望。
- [REDACTED]  
書面交付はフリーランス側から求められた場合のみの義務とするなど、小規模事業者にとって「過度な規制」「事務負担」にならないようにすべきと要望。
- アジアインターネット日本連盟 ([REDACTED]等が加盟する団体)  
「フリーランスの取引適正化のための法制度」として「支持」するとした上で、今後、社会保障制度の在り方に関する検討を期待すると提言。
- [REDACTED] ([REDACTED]等が加盟する団体)  
「法案の趣旨に賛同する」とした上で、「今後の指針策定、施行に向けた議論」への参画を要望。

### <フリーランス団体>

- フリーランス協会  
法案は、現場の多様性を考慮した「現実的な方向性」であり、「法制化できれば、フリーランスの契約トラブルや泣き寝入りが激減することが期待できる」と評価。
- [REDACTED]  
法制化を「大変喜ばしい」としつつ、フリーランスの「社会保障・安全衛生対策も不可欠」と主張。
- 出版ネット  
法案における業務委託の際の書面交付ルールを「妥当」、ハラスマント対策について「高く評価」するとした上で、国の対応として「労働行政がしっかり関与する体制」等を要望。

### <労働団体>

- 連合  
「フリーランスの取引適正化に向けた法整備を図ることは必要であるが、それだけでは不十分」とした上で、「雇用労働に類似する働き方の者」について「労働関係法制による保護の拡大を検討することこそ、本来とるべき政策の方向性」と主張。具体的には、労働基準法及び労働組合法の「労働者性」の判断基準の拡大の検討を要望。  
また、審議会で議論することなく、もっぱら関係省庁のみで方向性をまとめていることは大きな問題と指摘。

## (参考3) 文化庁政府参考人答弁

(想定問2-0)

対政府参考人

4月27日 参・内閣委員会

塩村 あやか氏(立憲)

想定問2 芸能従事者を含む芸術家等の実態・要望等について、文部科学省ではどのように受け止めているのか(要旨17関係)

(答)

1. 文化庁では、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議での検討に際し、契約関係についてのアンケートを実施し、文化芸術分野において、個人で活動している芸術家等から2633件の有効回答を得たところです。
2. このアンケートの結果から、依頼者や発注者との関係において芸術家等が依頼時に報酬等を明示されないことや、不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況等が生じていることのほか、職種により危険業務への従事やハラスメントの発生率が高い傾向が明らかになったことを受けて、ガイドラインの内容に反映させています。
3. 文化庁としては、今後も関係者の方々のご意見を聞きながら引き続き文化芸術関係者の実態把握に努め、関係府省庁と連携し、芸術家等が活動に専念して継続できる環境の実現に取り組んでまいります。

【担当課長】文化庁文化経済・国際課長 板倉寛(内線)████████ (直通)████████、(携帯)████████

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問24（対大臣）第3条の「明示」について、先日の本会議において「発注事業者が行わなかった場合には違反となり、指導等の対象となるなどの法的効力を有している」との答弁があったが、「明示」は「契約」のように当事者間で法的な拘束力を持つものか。また、トラブルの際には、証拠として認められ得るものか。

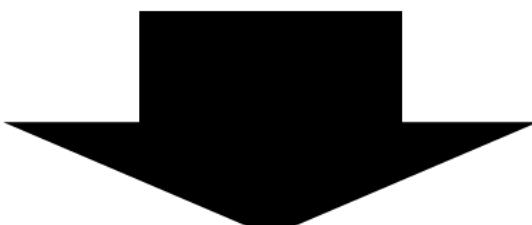
【注】要旨18及び25日参・内閣委（問6）の積み残しの想定問。

1. 本法案第3条に基づく取引条件の「明示」は、発注事業者がフリーランスに対して、業務委託契約で定められた取引条件を書面又は電磁的方法で示すという事実行為を意味するものであり、いわゆる契約書とは異なる。

そのため、交付された書面や電子メール等の電磁的記録が、直ちに当事者間で法的な拘束力を持つものではない。

2. 他方で、公正取引委員会等は、書面や電子メールで示された報酬の額や支払期日等を基に、第4条の報酬支払義務や第5条の禁止行為の有無を判断することになる。

そのため、書面や電子メール等は、公正取引委員会等による事実認定の証拠となり得るものである。



3. また、本法案第3条に基づく書面や電子メール等は、当事者間の業務委託契約で取り決めた取引条件等を示すものであるため、当事者間で業務委託契約をめぐる紛争が生じた場合には、証拠としても活用できるものと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

想定問25(対大臣) 第3条において明示が義務付けられる事項に、委託事業者から受託事業者に支給されるべき「経費」を加えるべきではないか。

【注】要旨18及び25日参・内閣委(問7)の積み残しの想定問。

1. 第3条第1項では、発注事業者がフリーランスに業務委託をした場合に、給付の内容等を書面等により明示しなければならないこととしている。
2. 書面等によって明示しなければならない事項としては、現時点においては、法律案に明記されている「給付の内容」、「報酬の額」、「支払期日」のほか、公正取引委員会規則において、「その他の事項」として、「受託者・委託者の名称」、「業務委託をした日」、「給付の提供場所」、「給付の期日」等の業種横断的な事項を公正取引委員会規則により定めることを予定している。
3. 引き続き、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認して、具体的な事項を定めてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会 議事録（抜粋）

○井坂委員 ・・・大臣に伺いますが、今回の法案では第三条の条件明示の項目が少な過ぎるのではないかでしょうか。

○後藤国務大臣 今、先生の方からある程度政府の方針も御説明いただいたわけですけれども、第三条第一項では、発注事業者がフリーランスに業務委託した場合に書面等により明示しなければならない項目が出ておりまして、そのほかに、受託、委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日等の業種横断的な事項を定めることを予定しております、法定三つに加えて、四つ加えるということで検討をいたしております。

ただ、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、引き続き、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認しながら、具体的な事項を定めることしたいというふうに思っております。

(参考2) 本法案の明示事項(現時点の想定)と下請代金法の3条書面記載事項の差分

(☆は法定明示事項)

(△は「その他の事項」として御答弁いただくもの)  
(▲は今後「その他の事項」に含めるか検討するもの)

記載事項	本法案	下請代金法
発注事業者・受注事業者の名称	△	○(1号)
委託をした日	△	○(2号)
給付・役務の内容	☆	○(2号)
給付・役務提供の期日 (期間で役務提供を委託する場合はその期間)	△	○(2号)
給付・役務提供の場所	△	○(2号)
下請代金・報酬の額(算定方法を含む)	☆	○(4号)
下請代金・報酬の支払期日	☆	○(4号)
(検査する場合は) 検査完了日	—	○(3号)
支払方法	▲	○
(手形支払の場合は) 手形の金額・満期	—	○(5号)
(ファクタリング等での支払の場合は) 金融機関の名称・支払額・期日	—	○(6号)
(電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日	—	○(7号)
(原材料等を発注者から購入させる場合は) 品名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法	—	○(8号)
契約の期間	▲	—
契約の終了事項	▲	—
契約の中途解除の際の費用の取扱い	▲	—

※網掛けは継続的な業務委託のみ

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問26（対大臣）特定業務委託事業者の禁止行為の適用を継続的な業務委託に限定すると、単発の契約や政令で定める期間よりも短い期間の契約の場合など、抜け落ちてしまうものがあると思われる。これらの契約も対象とすべきではないか。

1. 本法案第5条に基づく受領拒否等の禁止義務は、
  - ・ 取引関係が長くなるほど発注事業者への経済的な依存関係が生じ、不利益を受けやすい受託事業者を保護する必要性と、
  - ・ 過度な負担を課すことで、特定受託事業者への「発注控え」を回避する観点も踏まえ、一定の期間にわたって継続する業務委託契約のみを対象に、義務を課しているものである。
2. また、個々の業務委託の契約期間が短い場合でも、それらが実態として同一の契約であり、その「更新」を繰り返した結果、政令で定める期間を超える場合には、禁止義務の対象とすることも想定している。
3. 禁止行為の適用がない契約については、まずは本法案の適切な執行に努めるとともに、法案の附則に定められた「検討規定」に基づき、特定受託事業者を巡る取引状況の分析や、様々な業種における課題の把握に努める中で、施行後3年を目処に、しっかりと検討してまいりたい。

〔 答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED] 〕

## 更問（対大臣）

（同じ番組について制作しているのに異なる事業者から発注される場合や、毎週単発で依頼される場合など）

フリーランスの契約には様々あり、規制対象となる継続的な業務委託に該当するかどうかについて、当事者が判断することが難しいのではないか

1. 規制対象の契約かを判断する要素である「契約期間」については、本法案第3条に基づき、業務委託事業者に「給付の期日」を書面等により明示することが義務づけられるため、契約当事者は、その書面等を確認することで「政令で定める期間」継続する契約かどうか、明確に判断することができると思われる。
2. また、単発の委託や、短い期間の契約であっても、それらが実態として同一の契約であり、その「更新」が繰り返された結果、政令で定める期間を超える場合には、禁止義務の対象とすることも想定している。このような場合であっても、フリーランスに明示される「契約の期間」や「給付の内容」から判断することができると考えられる。
3. なお、契約当事者間で、法律の適用についての認識に齟齬が生じることのないよう、特定受託事業者の判断基準等について、各法の適用対象となる方々にわかりやすく周知し、適切な法の適用が徹底されるよう取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 期間設定に当たっての考え方

- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に1年を超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、相対的に大きくなる。

## (参考2) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

(令和4年9月実施) ①(現時点未公表)

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



7

継続性について

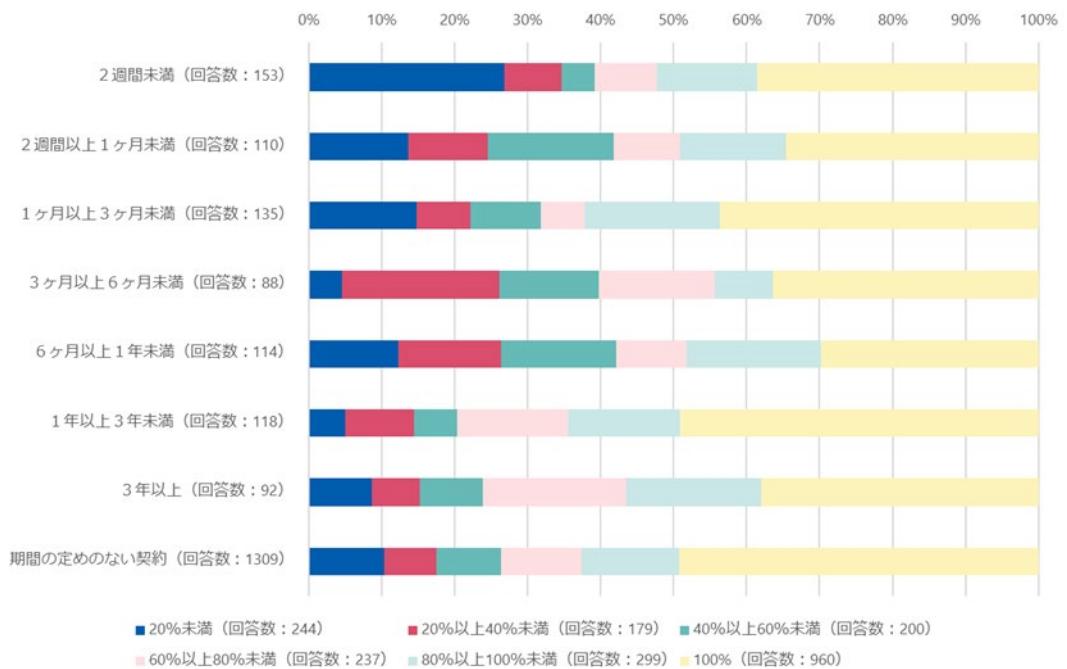
問26—4

## (参考3) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

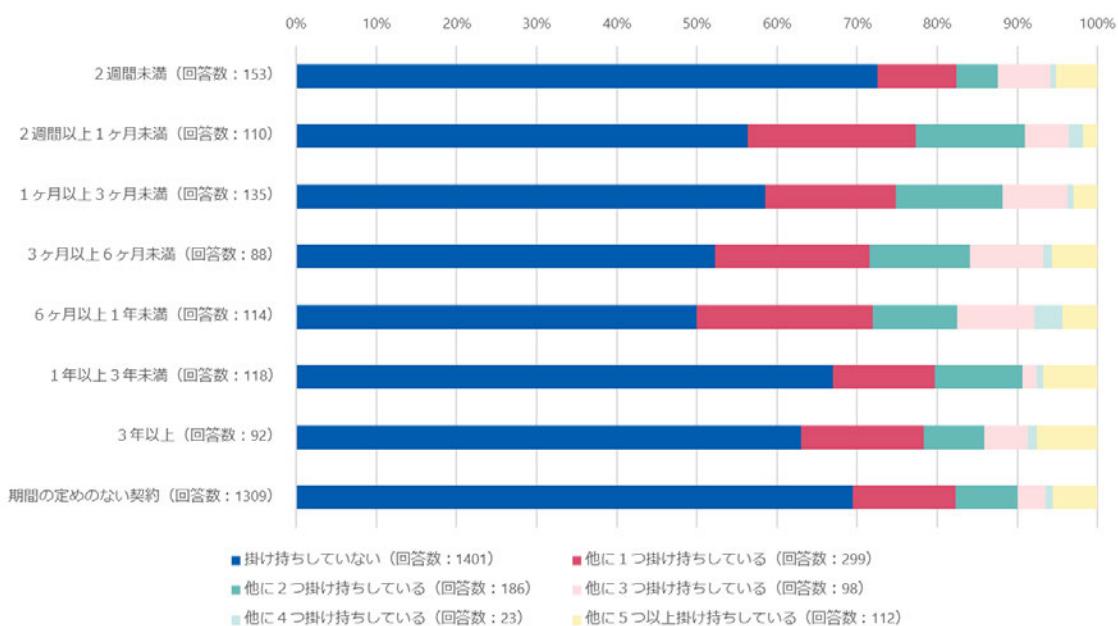
(令和4年9月実施) ②(現時点未公表)

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

### <契約期間と契約の収入が全収入に占める割合>



### <契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数>



**(参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律  
案**

**第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化**

**(特定業務委託事業者の遵守事項)**

**第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し  
業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当  
該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める  
期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限  
る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に  
掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託  
をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行  
為を除く。）をしてはならない。**

**一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、  
特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。**

**二～五 (略)**

**2 (略)**

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問27. フリーランスは、各種のセーフティネットが不十分であり、目先のお金のために仕事を詰め込んでしまい体調を崩し、死亡してしまう話も聞く。

フリーランスへの社会保障がしっかりと整備されていれば、防げることだと思うので、社会保障の構築について着実に進めるべきだと思うが、今後の取組について、大臣に伺う。

1. 昨年12月にとりまとめた「全世代型社会保障構築会議 報告書」では、

- ・ フリーランス等について、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきとされ、
  - ・ 具体的には、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべき、
  - ・ そのうえで、それ以外の「労働者性」が認められないフリーランス等に関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス等として働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべき
- とされている。



2. (報告書でも述べられているように、) 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、こうした課題への対応を着実に進めることは重要と考えている。

同報告書に基づき、今後は所管の厚生労働省において検討が進められるものと承知しているが、私としても検討状況をしっかりフォローアップしてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局参事官 横山 玄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考資料1)

- 令和5年4月5日衆・内閣委における立憲・岩谷委員と後藤大臣のやりとり（抄）

○岩谷良平君

全世代型社会保障構築会議の報告書で、フリーランスにも被用者保険の適用を図ることについて検討を深めるべきだという風に書かれているわけなんですけれども、この点についても政府としてどう考えているか、大臣にお伺いしたいと思います。

○後藤大臣

昨年十二月に取りまとめた全世代型社会保障構築会議の報告書では、「フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性のとらえ方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点から議論を着実に進めるべき」とされております。

具体的には、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインに照らしまして、現行の労働基準法上の労働者に該当する方々については、これは被用者性も認められ、被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対策を早急に講ずるべきだと思います。

その上で、それ以外の、労働者性が認められない類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス、ギグワーカーとして働く方柄の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきものとされています。

報告書で述べられているように、勤労者がその働き方や勤め先の企業規模、業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に對して中立的な社会保険制度としていく観点から、こうした課題への対応を着実に進めることが重要だと考えております。

同報告書に基づきまして、今後は制度の所管の厚生労働省において検討が進められるものと承知しておりますけれども、私としても検討状況をしっかりとフォローアップしてまいりたいと思います。

## (参考2) 全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた取組については、別紙に掲げる「全世代型社会保障構築会議 報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」（令和4年12月16日）に基づき、今後、政府として着実に進めていくものとする。

### III. 各分野における改革の方向性

#### 2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

##### (1) 基本的方向

国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる。こうした中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等を構築することが求められている。

同時に、少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持つことができ、生涯未婚率の低下にもつなげられるよう、労働市場、雇用の在り方について不斷に見直しを図ることが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備を図ることが必要である。このことは、「構造的な賃上げ」につながるとともに、国民所得の持続的な向上によって社会保障制度の持続可能性を支えることにもなる。

##### (2) 取り組むべき課題

###### ① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

(中略)

###### ◆ フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきである。

具体的には、まずは、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべきである。

そのうえで、上記以外の、「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきである。

## (参考3) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

### フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（概要）

- 事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働く環境を整備。

#### 第1 フリーランスの定義

- 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。

#### 第2 独禁法、下請法、労働関係法令との適用関係

- 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

独  
禁  
法  
・  
下  
請  
法

#### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

##### 1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

- 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

##### 2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

- 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切。
- 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

##### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

- 優越的地位の濫用につながり得る行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

- |                     |                                  |                           |
|---------------------|----------------------------------|---------------------------|
| (1) 報酬の支払遅延         | (2) 報酬の減額                        | (3) 著しく低い報酬の一方的な決定        |
| (4) やり直しの要請         | (5) 一方的な発注取消し                    | (6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い   |
| (7) 役務の成果物の受領拒否     | (8) 役務の成果物の返品                    | (9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制     |
| (10) 不当な経済上の利益の提供要請 | (11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定 | (12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施 |

#### 第4 仲介事業者が遵守すべき事項

##### 1 仲介事業者とフリーランスとの取引について

- 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を得て、拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献。
- 一方で、今後フリーランスと仲介事業者との取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

##### 2 規約の変更による取引条件の一方的な変更

- 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。

労  
働  
関  
係  
法

#### 第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

##### 1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合

- フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断。
- 労基法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用される。
- 労剤法上の「労働者」と認められる場合は、団体交渉を正当な理由なく拒んだりすること等が禁止される。

##### 2・3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方

- (1) 「使用従属性」に関する判断基準
- ①「指揮監督下の労働」であること（労働が他人の指揮監督下において行われているか）
  - ②「報酬の労務対價性」があること（報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているか）
- (2) 「労働者性」の判断を補強する要素
- ①事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等と受注者のどちらが負担しているか等）
  - ②専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか。）

##### 4・5 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方

- (1) 基本的判断要素
- ①事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか）
  - ②契約内容の一方的・定型的決定（労働条件や労務の内容を相手方が一方的・定型的に決定しているか）
  - ③報酬の労務対価性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）
- (2) 補充的判断要素
- ④業務の依頼に応ずべき関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に応ずべき関係にあるか）
  - ⑤広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っていると広い意味で解することができるか等）
- (3) 消極的判断要素（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）
- ⑥顕著な事業者性（恒常に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受け事業を行なう者か）